

令和6年度第2回輸送専門部会（議事要旨）

1 日 時 令和6年10月10日（木） 10時00分～10時25分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館5階共用会議室

3 出席者 公益代表委員 1名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名

4 議 題

- (1) 金額審議について
- (2) その他

5 議事要旨

- (1) 金額審議に入る前に、事務局から資料について説明した。
- (2) 労働者側から以下の主張があった。
 - ・企業内最低賃金協定の締結水準1,095円と比べて、現状は1,036円とまだまだ乖離がある中、協定額を尊重すべきという点において未組織労働者への波及ならびに次年度以降の労使協定のさらなる押上げにつなげるため、労使協定最低額となる1,095円、プラス59円の引上げを要求する。
 - ・この金額については、第1回目の主張でも述べたように、高付加価値生産性を提供する輸送産業が特定最低賃金においても、積極的に取り組み、経済の好循環へつなげていく必要がある中、今年の賃金引上げの勢い、特に近隣県における改善状況に遅れをとることで、将来に向けた産業の魅力や競争力の低下、生産現場における人員不足の加速が生活に関わる物流への影響懸念もある事から労使協定・対地賃率を重視した引き上げが必要であり、一步も引き下がる事が出来ない覚悟のもと要求する。
- (3) 使用者側から以下の主張があった。
 - ・輸送用機械器具製造業の事業者のうち、今回の申し出に加わっていない事業者が173社あり、そこで雇用されている労働者が2,092人ということで、1社当たりの労働者が平均約12人となることから春季賃上げ要求・妥結状

況のうち、企業規模29人以下の賃上げ率である2.00%を根拠として適用し、21円引き上げて1,057円とする案を協議のベースにするべきではないかという意見があった。

- ・一方で、近隣県との地域間格差を考慮することも必要であるとの意見が出されたため、使用者側委員で協議した結果、企業規模300人未満の賃上げ率である3.94%を根拠として適用し、41円引き上げて1,077円とすることが妥当であるとの結論に達した。

(4) 事務局から、今後の審議日程について説明した。

注) 輸送専門部会の正式名称は「山口地方最低賃金審議会 山口県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会」である。